

犬と猫と人の未来

大切な家族の一員として飼われているペット——。その一方で飼い方の相談や鳴き声、ふん尿などの苦情は後を絶ちません。今回はこれからも人とペットが共に暮らせるまちを目指すため、犬や猫の飼い方について考えます。

問い合わせ 住民環境課

犬のしつけと飼い主のモラル 意識を変えて住みよいまちに

人とペットが住みやすいまちへ

ペットは家族の一員として、日々の生活を明るくしてくれます。その一方で、ふんの放置や放し飼いなど一部の心無い飼い主が周囲に迷惑を掛け、多くの苦情や相談が町に寄せられます。飼い主とペットと地域の人々が住みやすいまちにするため、何ができるのかを考えましょう。

～よく寄せられる犬の苦情～

- 庭や道路にふん尿を放置される
- 近所の犬の鳴き声がうるさい
- リードを着けずに散歩しているのが怖い
- 公園に捨て犬がいる
- 他人の飼い犬に噛まれた

しつけと飼い方のルール

犬を飼い始めたなら、しつけをしてください。早い時期から他の犬

や人に慣れるようにして、無駄吠えをしないなど基本的なことから教えましょう。また、犬や飼い主の幸せ、地域との良好な関係を築くため、飼い方のルールやマナーを再確認しましょう。

狂犬病を知っていますか

狂犬病は発症したら高確率で死に至る恐ろしい病気です。人がウイルスを持った哺乳類に噛まれることで感染します。犬を病気から守るためだけではなく、人の狂犬病を予防するためにも予防接種が義務付けられています。



日本では近年、発症事例はありませんが、アジアなど近隣諸国では現在でも多くの人が亡くなっています。この狂犬病を日本で蔓延させないために、「狂犬病予防法」という法律が定められています。

法律と義務を再確認

狂犬病予防法のほか、動物の健康と安全を守り、動物が人に危害を加えないように定められた「動物

の愛護及び管理に関する法律」という法律があります。これをもとに福岡県が定めたのが「福岡県動物の愛護および管理に関する条例」です。これらの法律と条例で犬の飼い主にはいくつかの義務が定められています(3ページ参照)。

命を預かる責任を

飼い主が犬に危害を加えたときや犬に餌をあげないなど適切な世話をしなかったとき、犬を捨てたときは罰金が科せられます。命を預かるという責任を持ち、最後まで飼いましょう。また、家庭の事情などでやむを得ず犬を飼えなくなったときには新たな飼い主を探しましょう。



飼うときは家庭に合った犬種選びを

犬を家族に迎えるときは「子どもが欲しがった」「かわいい」などの理由で衝動的に飼うのはやめましょう。犬には犬種によって習性、本能、気質があります。家庭環境や家族構成に合わせて、犬を飼うかどうかを考えましょう。

犬を飼ったあとに「吠え続けて困っている」という悩みをよく聞きます。しかし、その犬は「吠えやすい」習性を持つ犬種だったということがあります。また、犬の平均寿命は15年ほどです。犬を飼うと、餌を与える・散歩をする・予防接種を受けさせるなどの身体的、金銭的な負担がかかります。しっかり犬の知識を学んで飼ってください。

犬のしつけは生後2カ月で始めます。この時期に車や地域の人、他の動物などの刺激に慣れさせることで、社会で生活する準備ができます。

犬を飼うことを十分に考え、飼ったことを後悔することがないようにしてください。その気持ちは犬に伝わってしまいます。自分の家庭に合う犬を見つけ、命を預かる責任を持って、最後まで命を見届けてください。

福岡県動物愛護推進員
さくらうち きょうこ
櫻内 京子さん



🐾 犬の登録

生後91日以上の子犬は、飼い始めてから30日以内に自治体に登録しなければなりません。登録すると、登録の証として鑑札が交付されます。もし、紛失したときは再交付申請が必要です。



🐾 狂犬病の予防注射

飼い主には毎年一度、犬に狂犬病の予防注射を受けさせることが義務付けられています。動物病院が毎年4月に町が実施する狂犬病予防集合注射で接種し、注射済票の交付を受けてください。注射済票を紛失したときは、再交付申請が必要です。



🐾 登録事項変更届の提出

引越しや譲渡などで犬の所在地、飼い主の名前・住所が変わったときは登録事項変更届の提出が必要です。

🐾 死亡届の提出

飼い犬が死亡したときは、登録の抹消手続きのため死亡届の提出が必要です。届出のときには鑑札と注射済票を一緒に提出してください。

犬の飼い主の義務

🐾 鑑札と注射済票の装着

鑑札と狂犬病予防注射済票は犬に着けておかなければなりません。屋外で飼っている犬だけでなく、室内で飼っている犬にも装着しましょう。犬が迷子になったときの迷子札にもなります。



🐾 ふんの除去

飼い犬の散歩中に、道路や公園、その他の公共の場所でふんをしたときは直ちにふんを片付けましょう。ふんは必ず持ち帰り、燃えるごみで捨ててください。また、尿の臭いに困っている人もいます。尿をしたら水で流してください。

🐾 事故届の提出

飼い犬が人に危害を加えたときは、保健福祉環境事務所に届け出をする必要があります。

🐾 係留



飼い犬は、柵やおりなどに入れるか、鎖などでつないでおかなければなりません。また、散歩中はリード（引き綱）が必要です。噛みつき事故を防止するためにもリードは短めに持ちましょう。また、伸びるリードは危険なので散歩には使用しないようにしましょう。

猫は室内で飼うことができます。ペットです。

猫の苦情が増えています

町に寄せられる動物の苦情の多くが猫に関するものです。ふん尿による悪臭や繁殖期の鳴き声など、生活環境に影響を与える苦情や相談が増加しています。



～よく寄せられる猫の苦情～

- 野良猫に餌をあげる人がいて猫が増える
- 公園に住み着いている
- 庭を荒らされた
- 敷地内でふん尿をされる
- 車が引っかかる
- 鳴き声がうるさい

飼い猫を守るために

猫は室内で飼いましょう。不妊・去勢手術をし、十分な餌と上下運動のできる高さを工夫した空間が

あれば、室内で暮らすことができます。動物です。

室内で飼うことで周囲に迷惑を掛けないだけでなく、交通事故や感染症から猫を守ることができ、迷子の防止などの利点もあります。室内飼いでトラブルを減らしましょう。

迷子札を着けましょう

衰弱や事故などで自力で移動できなくなった猫が保健福祉環境事務所に負傷動物として収容されます。これらの猫のほとんどは飼い主が判明しません。自分の飼い猫に責任を持つためにも、迷子札などで飼い主が分かるようにしましょう。

絶対に捨てないで

やむを得ず猫が飼えなくなったときは、新しい飼い主を探す最大限の努力をしましょう。犬と同じで、猫に危害を加えたり、適切な世話をしなかったり、捨てたりしたときは罰金が科せられます。命を預か

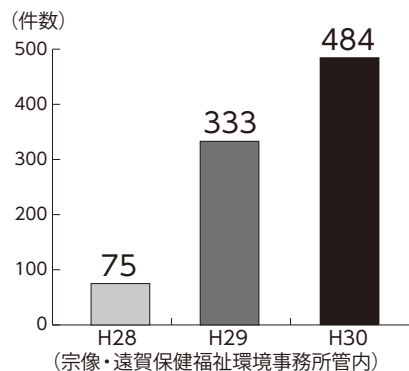


るという責任を持ち、最後まで飼いましょう。

野良猫との付き合い方

野良猫の被害で困っているという相談が町や保健福祉環境事務所によく寄せられます。宗像・遠賀保健福祉環境事務所管内での猫に関する苦情件数は平成30年度には484件で年々増加しています(図1)。猫は「動物の愛護及び管理に関する法律」で愛護動物に定められているため、個人や行政で駆除することはできません。地域の環境問題として、改善に向けてみんなで考えていきましょう。

図1 猫の苦情件数



野良猫には餌を与えないで

野良猫に餌を与えると餌を求めて猫が集まり、ふん尿、鳴き声などさまざまな問題を引き起こします。また、新たな子猫が生まれ、飼い主のいない不幸な猫を増やしてしまうことにもつながります。餌を与えるのであれば責任を持って飼い主になり、室内で飼うようにしましょう。





過剰繁殖を防ぐため 不妊・去勢手術を

猫を飼い始めたときは、不妊・去勢手術をして過剰繁殖を防ぎましょう。病気の予防やストレスの軽減となり、繁殖のための争いや望まない妊娠を避けることができます。

発情がなくなり、オスを呼ぶ特有の鳴き声がなくなる

繁殖のストレスから解放され、穏やかに過ごせる

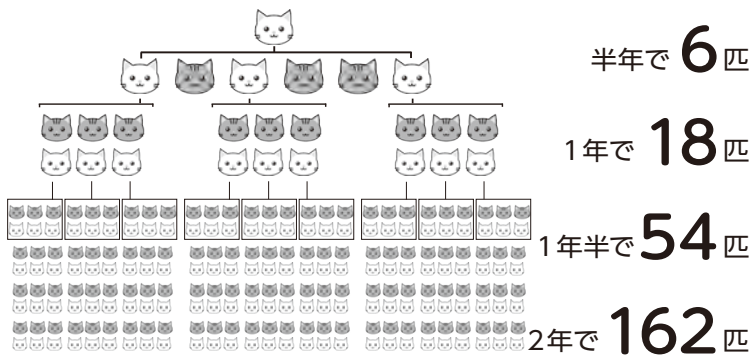
妊娠・出産のストレスがなくなり、生殖器の病気や交尾でうつる病気の心配がなくなる

外に出たいという衝動が少なくなる

他のオスと喧嘩しなくなる

繁殖のストレスから解放され、穏やかに過ごせる

マーキングやスプレー行為がなくなり、尿の臭いが軽減する



猫1匹が2年で 162匹に……

猫は年に2~3回出産し、1回の出産で平均6匹の子猫が生まれます。その半分がメスだったら、一年後に18匹の猫が増えます。1年半後には54匹、2年後には162匹……あなたは、生まれてくる全ての猫に責任が持てますか。

飼い主はみんなが快適に暮らせる努力を

猫の引き取りは行っていません

保健福祉環境事務所には、猫の苦情が多く寄せられます。最も多い苦情は「近所に猫が増え、居ついて困る」というものです。そういった猫を引き取ってほしいという要望があるのですが、これらの猫はぱっと見た限りでは、野良猫か飼い猫かの判断ができないため、ケガをしているか、室内飼いと分かる猫以外の引き取りは基本的に行っていません。



まずは飼い猫以外に、餌を与えないことを徹底してください。また、野良猫の世話を地域ぐるみで行う「地域

宗像・遠賀保健福祉環境事務所
係長 永田 朋子さん

猫活動」の支援もしています。野良猫の対応に困ったときは住民環境課や保健福祉環境事務所に相談してください。

飼い主が心掛けるべき「3つのポイント」

猫を飼っている人をお願いしたいのは、迷子札の付いた首輪を必ず着けること、室内で飼うことです。外には事故や病気など、さまざまな危険があります。

また、必ず不妊・去勢手術を行ってください。猫の繁殖力は高く、すぐに増えてしまいます。

犬や猫などのペットを飼っている人は

1. ペットとの暮らしを楽しむこと
 2. ペットが幸せであること
 3. 周囲の人に迷惑を掛けないこと
- この3点を心掛け、動物の福祉に配慮して地域の人、飼い主とペットが快適に暮らせるように努めてほしいと思います。